

# 目 次

## 1 公務員給与関係

第1表	公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	公務員の平均給与月額	3
第4表	行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の 学歴別人員及び平均俸給額	4
第5表	公務員の扶養親族数別人員	4
第6表	公務員の俸給の特別調整額の支給状況	5
第7表	公務員の地域手当の支給状況	5
第8表	公務員の広域異動手当の支給状況	5
第9表	公務員の住居手当の支給状況	6
第10表	公務員の通勤手当の支給状況	6
第11表	公務員の平均年間超過勤務時間数	7
第12表	公務員の都道府県別在勤人員及び構成比	7
第13表	公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員	8
第14表	再任用職員の適用俸給表別、級別人員	40

## 2 民間給与関係

	平成19年職種別民間給与実態調査の概要	41
第15表	企業規模別調査事業所数	42
第16表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	43
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	44
第18表	民間における初任給の改定状況	80
第19表	民間における昇給制度の状況	80
第20表	民間における住宅手当の支給状況	81
第21表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	81

## 3 生計費関係

	平成19年4月の標準生計費算定方法	82
第22表	費目別、世帯人員別標準生計費(平成19年4月)	83
参考	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	83

4	労働経済関係	
	第23表 労働経済指標	84
5	給与構造改革関係	
	第24表 平成19年度及び平成20年度の地域手当の地域別支給割合	86
	第25表 民間における専門職コースの状況	89
6	勤務時間関係	
	第26表 民間における所定労働時間の状況	90

# 1 公務員給与関係

第1表 公務員の適用俸給表別人員、平均年齢、平均経験年数

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全俸給表	286,617	41.4	20.2
行政職俸給表(一)	166,568	40.7	19.5
行政職俸給表(二)	5,193	48.8	28.3
専門行政職俸給表	8,083	41.7	19.6
税務職俸給表	53,157	42.3	21.8
公安職俸給表(一)	20,530	42.0	20.7
公安職俸給表(二)	22,293	41.8	20.4
海事職俸給表(一)	211	46.1	25.1
海事職俸給表(二)	386	43.3	25.0
教育職俸給表(一)	119	46.6	22.8
教育職俸給表(二)	117	46.9	22.7
研究職俸給表	1,708	44.5	20.4
医療職俸給表(一)	1,348	46.2	20.1
医療職俸給表(二)	972	42.4	19.1
医療職俸給表(三)	4,496	37.3	14.7
福祉職俸給表	271	40.4	16.8
指定職俸給表	844	55.2	31.4
特定任期付職員俸給表	200	40.5	-
第一号任期付研究員俸給表	67	39.9	-
第二号任期付研究員俸給表	54	35.9	-

- (注) 1 新規採用者(5,632人)、再任用職員、在外公館に勤務する職員等は含まれていない。(以下、第13表までについて同じ。)
- 2 全俸給表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
- 3 特定任期付職員俸給表とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条に定めるものを、第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは、それぞれ「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう。(以下、第2表及び第13表について同じ。)

第2表 公務員の適用俸給表別、学歴別、性別人員構成比

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全俸給表	100.0	45.4	3.8	13.7	40.3	0.6	84.3	15.7
行政職俸給表(一)	100.0	48.2	3.9	12.7	39.0	0.1	84.1	15.9
行政職俸給表(二)	100.0	4.9	-	7.0	70.5	17.6	71.5	28.5
専門行政職俸給表	100.0	50.6	18.1	36.9	12.4	0.1	86.7	13.3
税務職俸給表	100.0	39.2	0.7	4.1	56.7	0.0	85.9	14.1
公安職俸給表(一)	100.0	47.2	0.7	5.9	46.0	0.8	93.6	6.4
公安職俸給表(二)	100.0	40.7	1.9	33.3	24.7	1.3	90.7	9.3
海事職俸給表(一)	100.0	32.7	-	15.2	40.8	11.4	99.1	0.9
海事職俸給表(二)	100.0	1.3	-	16.6	61.9	20.2	99.7	0.3
教育職俸給表(一)	100.0	89.9	48.7	10.1	-	-	73.1	26.9
教育職俸給表(二)	100.0	71.8	6.8	23.1	5.1	-	80.3	19.7
研究職俸給表	100.0	96.8	69.3	0.9	2.1	0.1	83.6	16.4
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	23.4	-	-	-	85.2	14.8
医療職俸給表(二)	100.0	42.3	4.0	55.8	1.9	0.1	67.9	32.1
医療職俸給表(三)	100.0	17.9	0.4	74.9	7.2	-	8.7	91.3
福祉職俸給表	100.0	78.6	3.3	15.1	5.9	0.4	57.9	42.1
指定職俸給表	100.0	98.7	11.7	0.2	1.1	-	98.8	1.2
特定任期付職員俸給表	100.0	96.0	24.5	2.5	1.5	-	82.5	17.5
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	88.1	-	-	-	79.1	20.9
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	85.2	-	-	-	72.2	27.8

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。  
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 公務員の平均給与月額

その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全 職 員	
	平成19年	平成18年	平成19年	平成18年
	円	円	円	円
俸 給	325,724	328,477	342,804	346,508
扶 養 手 当	11,860	11,851	12,338	12,404
俸給の特別調整額	13,175	11,740	12,174	10,892
地 域 手 当 等	26,197	22,521	27,253	23,741
住 居 手 当	3,652	3,503	3,445	3,319
そ の 他	2,933	3,120	3,641	3,821
合 計 (平均給与月額)	383,541	381,212	401,655	400,685

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額及び切替に伴う差額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当、広域異動手当(平成19年から)及び研究員調整手当を含む。  
 3 その他は、寒冷地手当、特地勤務手当等である。  
 4 行政職俸給表(一)3級以下の職員(平均年齢34.2歳)の平成19年における平均給与月額は、291,736円(俸給259,501円、扶養手当7,597円、俸給の特別調整額52円、地域手当等18,029円等)となっている。

その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

本 府 省		管 区 機 関		府 県 単 位 機 関		その他の地方支分部局		施 設 等 機 関 等	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
423,151	39.5	396,995	41.7	381,768	42.5	362,370	40.4	357,152	38.6

(注) 管区機関とは、管区警察局、地方厚生局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、刑務所等の機関をいう。

第4表 行政職俸給表（一）の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

（平成19年国家公務員給与等実態調査）

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区 分	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
		人	円	人	円
計		72,350	305,844	78,065	345,342
1年未満		1,380	175,234	536	139,675
1年以上 2年未満		2,402	181,063	565	144,149
2年以上 3年未満		2,759	188,463	574	148,551
3年以上 5年未満		6,183	199,669	1,048	159,523
5年以上 7年未満		6,267	217,372	993	178,026
7年以上 10年未満		9,113	244,787	1,981	200,156
10年以上 15年未満		14,293	292,054	8,727	244,782
15年以上 20年未満		10,829	352,067	12,699	289,963
20年以上 25年未満		8,996	404,515	13,129	345,345
25年以上 30年未満		6,462	436,451	13,795	389,349
30年以上 35年未満		3,028	451,054	12,098	417,865
35年以上		638	456,874	11,920	436,090

（注） 人員及び平均俸給額は平成19年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数（端数切り捨て）としている。

第5表 公務員の扶養親族数別人員

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である子 を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	50,382	32,869	13,775	3,738
2 人	49,108	33,663	46,376	3,459
3 人	49,441	44,427	49,001	2,637
4 人	15,038	14,147	15,026	2,308
5 人	2,389	2,214	2,389	1,114
6人以上	465	444	465	315
計	166,823	127,764	127,032	13,571

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.3人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,198円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第6表 公務員の俸給の特別調整額の支給状況

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	本府省 課長補佐等	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
本府省	課長	室長				課長補佐		
管区機関	機関の長	部長		課長				
府県単位機関		機関の長	部長		課長			
受給者	人 2,899	人 4,416	人 6,452	人 18,493	人 12,643	人 11,306	人 56,209	円 62,076

第7表 公務員の地域手当の支給状況

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
区 分								
人 員 (構 成 比)	人 286,617 (100.0%)	人 65,033 (22.7%)	人 14,230 (5.0%)	人 28,082 (9.8%)	人 37,078 (12.9%)	人 17,476 (6.1%)	人 39,221 (13.7%)	人 85,497 (29.8%)
平均手当月額	円 26,258	円 51,925	円 43,300	円 39,921	円 31,345	円 19,393	円 13,843	円 4,303

(注) 平均手当月額には、異動保障によるもの及び研究員調整手当を含む。

第8表 公務員の広域異動手当の支給状況

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分	異動等前後の官署間の距離		受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	300km以上	60km以上300km未満		
受給者	12,927人	18,199人	31,126人	9,162円

第9表 公務員の住居手当の支給状況

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分		計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
区 分									
受 給 者		人 62,619	人 17,511	人 3,234	人 6,115	人 8,142	人 3,658	人 8,067	人 15,892
借 家 ・ 借 間	手当月額11,000円 以下の受給者	94	16	4	5	6	5	13	45
	手当月額11,100円 以上27,000円未満 の受給者	9,809	704	282	599	1,055	640	1,641	4,888
	手当月額27,000円 の受給者	25,475	9,710	1,143	2,623	3,060	1,295	2,561	5,083
	小 計	35,378	10,430	1,429	3,227	4,121	1,940	4,215	10,016
自 宅 〔手当月額2,500円 の受給者〕		27,241	7,081	1,805	2,888	4,021	1,718	3,852	5,876
借家・借間居住者のうち 手当受給者1人当たり 平均手当月額	円	25,713	円 26,661	円 26,122	円 26,226	円 25,891	円 25,606	円 25,264	円 24,640
配偶者の居住する借家・借間		受 給 者			手当受給者1人当たり平均手当月額				
		人 755			円 12,675				

第10表 公務員の通勤手当の支給状況

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

地域手当 支給区分		計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
区 分									
受 給 者		人 240,248	人 61,059	人 13,471	人 24,526	人 31,880	人 14,710	人 32,990	人 61,612
交通機関等のみを 利用する者		158,995	59,156	12,415	19,958	23,857	8,800	17,857	16,952
交通用具のみを 使用する者		68,567	988	564	2,826	6,148	4,545	12,045	41,451
交通機関等と交通 用具を併用する者		12,686	915	492	1,742	1,875	1,365	3,088	3,209
交通機関等に係る 手当月額(受給者平均)	円	16,469	円 15,675	円 18,919	円 16,380	円 16,739	円 16,366	円 16,408	円 17,136
交通用具に係る 手当月額(受給者平均)	円	6,428	円 4,605	円 6,655	円 4,451	円 5,456	円 5,784	円 6,155	円 7,023

第11表 公務員の平均年間超過勤務時間数

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

区分	計	本府省	本府省以外
	時間	時間	時間
平均年間超過勤務時間数	227	353	207

(注) 平均年間超過勤務時間数は、平成19年1月15日現在の在職者のうち、平成18年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

第12表 公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)	都道府県	在勤人員 (構成比)
北海道	17,934人 (6.26%)	石川県	2,947人 (1.03%)	岡山県	3,902人 (1.36%)
青森県	2,615人 (0.91%)	福井県	1,630人 (0.57%)	広島県	7,511人 (2.62%)
岩手県	2,327人 (0.81%)	山梨県	1,428人 (0.50%)	山口県	2,802人 (0.98%)
宮城県	7,218人 (2.52%)	長野県	3,260人 (1.14%)	徳島県	1,717人 (0.60%)
秋田県	2,374人 (0.83%)	岐阜県	2,903人 (1.01%)	香川県	3,933人 (1.37%)
山形県	2,411人 (0.84%)	静岡県	4,640人 (1.62%)	愛媛県	2,603人 (0.91%)
福島県	3,084人 (1.08%)	愛知県	13,483人 (4.70%)	高知県	1,834人 (0.64%)
茨城県	4,600人 (1.60%)	三重県	2,732人 (0.95%)	福岡県	11,542人 (4.03%)
栃木県	2,824人 (0.99%)	滋賀県	1,722人 (0.60%)	佐賀県	1,951人 (0.68%)
群馬県	2,809人 (0.98%)	京都府	4,958人 (1.73%)	長崎県	3,120人 (1.09%)
埼玉県	10,341人 (3.61%)	大阪府	18,704人 (6.53%)	熊本県	4,551人 (1.59%)
千葉県	8,317人 (2.90%)	兵庫県	8,177人 (2.85%)	大分県	2,269人 (0.79%)
東京都	70,634人 (24.64%)	奈良県	1,789人 (0.62%)	宮崎県	2,079人 (0.73%)
神奈川県	9,650人 (3.37%)	和歌山県	1,932人 (0.67%)	鹿児島県	3,999人 (1.40%)
新潟県	4,905人 (1.71%)	鳥取県	1,707人 (0.60%)	沖縄県	4,898人 (1.71%)
富山県	2,080人 (0.73%)	島根県	1,771人 (0.62%)	計	286,617人 (100.0%)

第13表 公務員の適用俸給表別、級別、号俸別人員

(平成19年国家公務員給与等実態調査)

行政職俸給表(一) (他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2	2	8	63	3	16	4			1	5
3	2	5	9		4	1	4	2	13	6
4		383	258	127	91	124	1		3	2
5		28	12	2	1		1		14	12
6	357	89	38	5	6	14			16	11
7	3	30	74	35	34	70	19	17	9	12
8	404	1,225	433	129	91	108	7	5	12	4
9	17	143	68	4	5	4	8	16	9	7
10	10	333	65	13		9	1	7	33	5
11	9	429	145	24	43	83	40	46	19	10
12	450	2,250	696	99	91	146	1	9	30	3
13	15	301	123	1	2	4	40	37	36	19
14	10	329	120	12	5	18	5	12	51	6
15	18	438	289	31	19	63	63	38	83	19
16	805	2,276	1,211	87	48	182	2	37	97	10
17	20	294	190	7		2	51	34	78	4
18	17	335	195	10	2	10	5	21	103	1
19	27	676	442	20	19	73	75	52	87	1
20	715	2,057	2,062	66	47	180	5	29	44	1
21	27	324	352	16	1	8	42	53	89	1
22	26	351	330	11	9	19	6	56	61	
23	57	575	593	33	18	70	72	47	71	
24	722	1,982	2,748	117	35	157	5	57	38	
25	14	299	435	17	5	10	61	34	55	
26	316	302	450	18	5	11	14	90	38	
27	77	589	750	54	10	74	82	53	49	
28	1,660	1,847	2,956	179	21	132	27	86	14	
29	158	279	429	40	6	6	54	58	61	
30	459	369	481	40	10	18	29	152	26	
31	187	601	762	66	10	79	76	118	30	
32	2,020	1,839	2,748	271	52	135	66	144	12	
33	176	226	372	89	17	15	44	112	36	
34	497	340	427	46	15	26	95	122	16	
35	206	484	794	104	29	43	122	102	8	
36	2,069	1,324	2,462	376	74	164	187	51		
37	196	150	364	103	16	34	135	46	7	
38	347	219	443	95	21	39	263	58	10	
39	262	228	939	175	59	55	189	47	8	
40	1,121	538	2,224	541	51	158	228	20	2	
41	114	59	330	109	34	63	156	15	1	
42	137	53	440	105	60	34		15	3	
43	97	85	710	286	67	60	137	25		
44	156	205	2,214	618	40	152	72	2		
45	24	23	347	115	69	120	47	6		
46	33	33	419	422	112	109	123	10		
47	38	60	738	842	52	172	89			
48	50	67	1,924	736	108	191	35			
49	14	9	261	704	265	185	21			
50	12	15	386	904	75	205	83			
51	13	19	702	829	110	222	46			
52	22	32	2,208	998	160	301	19			
53	4	5	731	1,459	319	266	13			
54	8	9	1,255	746	85	279	35			
55	4	8	1,506	891	200	321	14			
56	4	13	871	1,059	129	325	3			
57	2	2	176	1,253	332	360	4			
58	3	5	429	426	107	411	6			
59	4	7	498	948	295	347	4			
60	4	10	720	905	235	459				
61	3	3	166	1,140	398	329	2			
62	7	462	465	166	1,262	3				
63	1	5	611	928	306	419				
64	1	8	228	859	424	962				
65	4	4	367	1,090	472	267				
66	2	1,208	426	233	2,149					
67	3	218	710	419	366					
68	2	356	857	380	676					
69	3	1,208	792	475	190					
70	1	9	192	469	289	771				
71	1	8	199	484	378	224				
72	2	529	727	397	358					
73	1	2	530	570	626	51				
74	2	99	386	333	514					
75	3	200	360	361	90					
76	2	268	483	449	158					
	2	352	465	582	9					

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77		4	79	301	710	210				
78		1	103	169	340					
79		4	151	331	612					
80		3	267	351	401					
81		1	83	233	1,925					
82		5	55	128	326					
83		2	81	245	1,406					
84		2	60	193	155					
85		1	67	273	2,347					
86		5	40	136						
87		4	74	154						
88		4	37	110						
89		4	53	381						
90		2	29	71						
91		5	23	241						
92		2	20	29						
93	1	3	41	362						
94		2	17							
95		5	28							
96		4	20							
97		4	26							
98		1	12							
99		2	21							
100		2	15							
101			19							
102		1	8							
103		2	17							
104		2	5							
105		1	27							
106		3	4							
107		2	12							
108		5	5							
109			31							
110		1	4							
111		2	14							
112		1	2							
113		1	27							
114		1								
115		1								
116		1								
117										
118		1								
119		1								
120										
121										
122										
123		1								
124										
125		3								
計	14,213	25,381	53,187	32,340	18,752	15,935	3,307	1,941	1,373	139

適用職員数	166,568 人
-------	-----------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした。(以下第13表の各表について同じ。)

行政職俸給表(二)

〔 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用 〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11		5			
12		1			
13					
14					
15		3			
16		1			
17		1			
18		2			
19		4			
20		1			
21					
22		2			
23		8			
24		2			
25		2			
26		2			
27		9			
28		1			
29		2	2		
30		7			
31	1	27			
32		2			1
33		4			1
34		3	1		
35	5	23	1		3
36		5	3		
37		11	12		2
38		10	3		3
39	5	43	9		18
40		6	1		6
41		19	4		6
42		18	7		
43	10	50	24		3
44		8	4		
45	1	22	10		6
46	1	27	19		
47	3	48	37	1	
48		11			1
49		21	8		3
50		28	14		
51	1	61	44	1	1
52	2	15	9		
53		25	26		1
54		38	34		
55	7	55	30	2	
56		12	30		1
57		24	39	2	
58		31	27	2	
59	8	44	52	5	
60		11	46		
61	1	33	45	6	1
62	1	25	56	3	
63	8	44	79	34	
64	3	18	44	1	
65		22	23	17	
66	1	19	45	8	
67	7	34	100	12	
68	1	20	61	10	
69	4	33	107	16	
70	1	24	62	9	
71	8	38	70	8	
72		16	35	5	
73	2	28	31	10	
74	4	27	41	7	
75	3	30	78	36	
76	2	26	32	6	

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78	2	33	74	41	
79	8	15	41	13	
80		25	62	8	
81	2	11	16	5	
82	2	22	34	27	
83	5	24	30	7	
84	5	22	32	9	
85	2	10	9	6	
86	2	21	21	34	
87	2	22	30	6	
88	8	28	54	76	
89	1	11	24	6	
90		31	29	28	
91	4	22	19	3	
92	3	17	47	6	
93	2	5	16	1	
94	1	28	42	7	
95	5	20	23		
96	5	21	50		
97	1	20	28		
98	1	43	27	1	
99	1	12	14		
100	1	16	25	1	
101		11	14		
102		33	35		
103	1	10	16		
104	3	23	21		
105		16	23		
106		18	31		
107	1	14	13		
108		10	25		
109		13	12		
110		14	24		
111		8	7		
112		9	16		
113		4	9		
114		19	16		
115		5	8		
116	1	10	7		
117		4	4		
118		14	24		
119		5	6		
120		6	7		
121	1	1	3		
122		14	10		
123		1	2		
124		3	6		
125		1	1		
126		8	13		
127		1		1	
128					
129		3	4		
130		2	1		
131		4	2		
132		1			
133		5	3		
134		1			
135		1			
136		1			
137		11			
計	158	1,976	2,516	486	57

適用職員数	5,193 人
-------	---------

専門行政職俸給表 (植物防疫官、特許庁の審査官及び審判官、航空管制官等に適用)

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2	34	10		1				
3	17	24	10					
4	2	3						
5	20		1					
6	20	7		1			1	
7	16	24	12	1				
8	4	4	1					
9	4	8	16					
10	6	15	5	9				
11	60	49	56	1				
12	1	1	2					
13	35	20	20	1				
14	19	49	9	3				
15	71	59	76	13			2	
16	3	10	6	2			2	
17	38	36	31	2			9	
18	17	41	19	38			1	
19	64	99	63	33			2	
20	7	15	4				6	
21	46	39	43	3			2	
22	11	31	21	9			1	
23	98	113	96	41				
24	8	18	9	2	4			
25	41	27	26	2	2	2	5	
26	11	30	19	39	9	1		
27	136	72	71	44	9	2		
28	7	25	10	4	9	4	1	
29	62	43	30	9	13	13	3	
30	16	27	20	29	13	13		
31	132	62	51	9	11	12		
32	12	12	14	7	8	6	1	
33	26	30	33	34	12	12	1	
34	20	23	31	52	13	6		
35	105	49	56	9	16	11		
36	6	8	41	19	14	4		
37	9	5	42	54	25	22		
38	8	11	49	5	14	8		
39	84	48	40	16	14	3		
40	6	4	36	48	9	5		
41	26	10	41	5	13	25		
42	10	12	45	11	9	7		
43	35	40	37	27	3	2		
44	8	7	55	7	2	8		
45	8	34	53	19	5	20		
46	12	4	37	31	5			
47	17	26	89	20	1			
48	4	6	86	41	2			
49	4	6	35	33	7			
50	4	8	65	26				
51	8	6	59	62				
52	1	4	42	35	1			
53	1	2	47	82	5			
54	2	3	36	27				
55	9	5	31	56	1			
56		2	60	29				
57	1		31	117	4			
58	1	3	17	36	5			
59	10		22	41				
60	1	2	43	33	1			
61	2		17	112	28			
62			12	25				
63	8		15	33				
64	1		35	33				
65	4		13	131				
66	3		9	20				
67	8		33	39				
68	1		30	4				
69			12	140				
70			16	25				
71	7		24	37				
72			27	3				
73	2		28	91				
74	1		29	2				
75	5		18	14				
76	1		20					

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
77			45	25				
78	1		15					
79	8		29					
80	2		9					
81	3		67					
82	1		16					
83	3		43					
84	1		7					
85			35					
86			9					
87	2		25					
88	1		1					
89	1		8					
90	1							
91	2							
92								
93	70							
計	1,583	1,331	2,647	2,012	287	186	37	0

適用職員数	8,083 人
-------	---------

税務職俸給表 (国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1					1					
2										
3			1	1	1	1				
4		1								
5		1								
6		3	1							
7		6	2	2	4	2				
8		172	2							
9	265	51	7							
10		18	6			1				
11	3	233	24	1	1					
12	2	33	255	1						
13	366	263	53							
14		10	39	1		4				
15	2	182	63	2	1					
16	7	157	278							
17	389	234	249	1					1	
18		34	76	2	1	3			4	
19	1	133	191	6	2				12	
20	3	262	477	122			2		25	
21	290	303	401	8					40	
22	2	70	100	42		2		1	6	
23	5	98	194	29		2		5	3	
24	660	264	417	225	3	1	2			
25	223	239	732	48	2			3	1	
26	3	74	118	60	2	2	4	3	1	
27	10	68	190	138	19	2	2	4	2	
28	680	209	230	405	93	1				
29	133	160	768	344	14		1			
30	5	47	41	83	25					
31	12	47	126	278	40		10	6	3	
32	733	117	371	420	235	3				
33	41	42	319	542	75	5	2		2	
34	7	25	86	104	43	10		5	1	
35	68	13	142	230	76	9		56	2	
36	283	13	310	519	264	12	2	139		
37	104	10	475	747	90	27		109	3	
38	2	5	106	94	112	57	1	84	2	
39	11	3	155	223	315	62		34		
40	132	2	423	361	257	15		3		
41	16	3	450	692	169	105		10	1	
42	2		108	85	300	88		17		
43	16	1	104	255	175	93	4	18		
44	48	3	201	278	297	71				
45	16		265	393	287	157	4	7		
46	1	1	44	150	190	105	2			
47	1		35	203	446	99	8			
48	7		26	321	213	208				
49		1	81	107	228	73	15			
50		1	9	161	488	96	4			
51			12	224	219	277	28			
52			11	100	265	259	2			
53	1		10	92	439	128	72			
54	1	1	7	298	193	234	56			
55			4	124	189	202	195			
56		1	4	69	538	350	160			
57			9	139	156	140	402			
58			1	178	209	373	275			
59			2	39	212	90	31			
60		1	2	117	410	356	86			
61				140	102	201	323			
62			2	70	425	361				
63			1	46	63	146				
64			3	70	281	328				
65		1	5	36	92	470				
66				74	418	556				
67				26	71	167				
68				19	229	257				
69			1	6	109	1,952				
70				12	397	246				
71				5	53	843				
72			2	5	210	50				
73				5	372	1,207				
74			1	7	329	99				
75					93	463				
76			1		183	3				

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78				2	1,069	187				
79				2	52					
80			1	2	362					
81					167					
82				1	374					
83					54					
84				1	162					
85					2					
86					32					
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
計	4,551	3,616	8,830	9,593	13,000	11,261	1,693	504	109	0

適用職員数	53,157 人
-------	----------

公安職俸給表(一) (警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	11			1							
2	8										
3	48	3			5	9	11				
4	20										
5	50		1	12	2	10	7				1
6	12	1					1				
7	45	1	4	1			1				
8	19					1	2				
9	69	6		18		1	1				
10	14		2	3							
11	106	2	5	2	2				2		
12	24		2	1		1	9	2			
13	98	10	20	14	1		1			1	
14	31	3	2	5		1		5			1
15	78	16	10	14	1				1	5	
16	26	1				1	5	2	10		
17	88	12	23	5	3	5	1				
18	44	1	4	7	1		1	2		4	
19	229	24	9	15	6					20	
20	49	4		6		1	5	3	13	15	
21	105	8	5	8	1	3	2			15	
22	50	4	6	5		1		5		8	
23	284	50	13	17	7		1		17	4	
24	88	4	7	1		1	5	7	3	4	
25	171	12	14	8	3	5	3		16	2	
26	57	6	12	4	3	3			2	1	
27	312	74	12	21	2				6	4	
28	40	4	3	2	7	3	7	12		5	
29	69	8	12	8	3	4	1			1	
30	56	16	12	16	3	5	1		2	2	
31	376	57	9	22	9	4	1	1	1	1	
32	29	3	2	5	2	1			1	2	
33	41	15	15	8	7	2	2		7		
34	40	11	9	12	3	3	1		6	1	
35	294	54	25	21	8	1	3		10	1	
36	25	8	7	3	2	2			2	3	
37	41	15	11	8	5	4	3		60		
38	37	23	10	11	7	9		1	21	7	
39	204	36	16	16	7	5	1		8		
40	20	7	7	6	3	8	4		5		
41	37	16	16	15	5	19	3	1	26	1	
42	33	26	11	12	2	3	5	1	11		
43	152	41	13	16	12	4	5		4		
44	16	12	6	7	8	10	6	1	1		
45	46	26	24	9	6	8	7	5	107		
46	64	17	10	11	15	4	6	3			
47	99	53	32	20	9	12	7	2			
48	16	16	5	6	17	10	12	3			
49	49	59	16	9	13	2	8	9			
50	65	15	9	7	10	9	9	3			
51	74	75	21	21	8	4	12	4			
52	24	16	9	8	10	9	11	1			
53	80	65	14	18	18	3	9	23			
54	47	26	6	10	13	3	13	12			
55	132	70	20	22	16	6	14	13			
56	22	45	7	7	21	11	19	19			
57	41	50	12	25	17	4	8	36			
58	35	30	7	6	16	5	15	19			
59	142	52	14	18	23	5	11	6			
60	15	44	10	11	24	6	15	8			
61	36	67	18	28	32	8	18	123			
62	19	33	10	19	19	7	11				
63	104	91	12	23	45	4	22				
64	11	28	4	11	35	5	8				
65	21	81	11	24	21	9	22				
66	18	39	4	22	13	1	6				
67	86	74	7	15	19	10	27				
68	5	38	5	27	14	11	10				
69	10	102	8	38	16	12	35				
70	13	68	6	14	11	5	15				
71	23	91	9	33	19	15	24				
72	3	18	6	34	9	16	2				
73	10	97	10	22	25	23	32				
74	5	44	3	24	9	9	7				
75	7	77	7	30	24	19	14				
76	1	28	2	33	18	14	1				

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
77	1	79	7	23	33	35	64				
78	3	35	15	25	7	4					
79	2	99	9	44	20	28					
80		28	8	26	6	14					
81	1	92	17	43	46	36					
82		31	12	28	11	16					
83		106	5	20	17	27					
84		48	15	32	3	8					
85		69	17	17	23	183					
86	2	50	7	14	2						
87		100	21	21	6						
88		85	23	40	5						
89		95	13	27	13						
90	1	112	10	21	3						
91		60	8	43	13						
92		71	18	43	2						
93		128	6	36	21						
94		58	10	16							
95	1	63	17	42							
96		168	23	40							
97		107	26	29							
98	1	67	14	23							
99		154	13	33							
100		149	30	33							
101		59	25	37							
102		102	23	22							
103		137	43	57							
104		106	58	34							
105		132	54	63							
106		91	39	14							
107		64	61	38							
108		104	62	10							
109		52	102	101							
110		58	35	5							
111		44	93	22							
112		103	84	4							
113		47	109	112							
114		68	35	8							
115		55	59	20							
116		75	66	6							
117		51	139	43							
118		73	42	3							
119		42	70	18							
120		87	55	1							
121		43	158	38							
122		59	38	9							
123		38	71	21							
124		58	49	1							
125		44	155	94							
126		37	33								
127		31	63								
128		36	36								
129		39	157								
130		25	18								
131		18	45								
132		33	29								
133		26	138								
134		17	10								
135		17	42								
136		17	13								
137		17	97								
138		8	11								
139		10	28								
140		10	3								
141		20	64								
142		9									
143		7									
144		5									
145		50									
計	4,981	6,507	3,529	2,461	926	750	593	332	342	107	2

適用職員数

20,530 人

公安職俸給表(二) (検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1			4							
2										
3		16	4	2	1					
4		30								
5	1	2								
6		1			1	1				
7	41	140	2	4						
8	30	49	1							
9	43	45								
10	6	28	2	1						
11	79	200	6	1	1				1	
12	3	62	7							
13	80	63	3		1					
14	1	36	8		2					
15	90	182	162	2	1	1				
16	3	58	61							
17	104	92	54							2
18	1	38	55	1		1		1	7	
19	155	184	237	2	4	3			13	
20	6	68	61	3			1		9	
21	70	72	61		2			2	5	
22	5	68	44	1	1	2		1	2	
23	246	214	237	8	2	3		1	1	
24	73	80	42	15			1	1	1	
25	105	115	67		1				2	
26	21	52	58	4	3	2		1	1	
27	235	276	256	6	2	4			2	
28	112	73	74	26	1			1		
29	86	121	69	1	1	1			1	
30	21	68	69	3	1	1	2	2	2	
31	231	138	221	13	1	2	2	4		
32	85	29	61	16	6	1	3	3		
33	90	99	59	2		5		7		
34	30	41	58	9	1	12	16	18		
35	104	82	228	27	15	5		13		
36	34	27	85	23	16	3	17	14		
37	37	70	90	10	3	17	1	38		
38	18	31	107	11	5	2	19	34		
39	46	69	218	49	13	3	3	12		
40	17	23	61	14	4	8	11	17		
41	13	59	81	34	2	8	3	30		
42	9	23	52	56	9	4	33	25		
43	45	53	196	89	11	9	3	5		
44	5	20	86	41	1	10	8	8		
45	5	53	85	61	4	5	6	13		
46	6	18	100	78	5	5	13			
47	16	60	310	81	4	15				
48	2	15	129	76	3	4	13			
49	3	44	174	95	6	5	14			
50	4	19	145	53	8	16	14			
51	9	43	307	119	6	13	4			
52	1	12	152	115	1	35	8			
53		34	144	112	6	32	25			
54		12	170	84	10	29	14			
55		22	296	163	9	16	54			
56		11	114	118	6	25	42			
57		34	133	77	19	36	85			
58	2	11	130	69	11	22	42			
59		26	188	163	25	36	9			
60		15	90	126	28	36	10			
61		19	138	104	24	58	87			
62		10	135	68	33	25				
63		14	85	169	39	42				
64	1	7	87	87	34	36				
65		16	78	114	24	144				
66		10	52	72	33	27				
67		13	107	107	27	157				
68		4	94	74	39	24				
69		18	36	109	32	164				
70		8	61	56	32	21				
71		12	70	98	35	75				
72	1	4	87	48	44	6				
73		13	45	83	36	83				
74		9	35	40	27	12				
75		13	67	78	24	17				
76		9	53	65	58	1				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78		10	49	74	88	37				
79		3	34	37	35					
80		18	69	49	63					
81		6	45	58	33					
82		10	50	60	145					
83		5	29	39	26					
84		7	57	49	84					
85		2	25	64	15					
86		9	41	87	221					
87		8	25	29						
88		7	25	57						
89			14	23						
90		9	49	105						
91		5	15	17						
92		10	18	54						
93		1	10	10						
94		2	34	87						
95		3	10							
96		1	23							
97		3	5							
98		7	16							
99		3	2							
100		5	18							
101		2								
計	2,431	3,962	7,820	4,335	1,514	1,367	565	250	49	0

適用職員数	22,293 人
-------	----------

海事職俸給表(一) (遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、  
機関士等に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	人						人
2							
3							
4							
5							
6		1					
7							
8							
9							
10		1					
11		2					
12							
13	1						
14							
15	1	2					1
16		1					
17							1
18							
19							
20							
21		1	1				
22							
23		1					
24							
25							
26			1			1	
27			2				
28			1				
29		1		1		5	
30			2			3	
31			2				
32			1				
33						1	
34		2	1				
35			1				
36		1	1	1			
37			3		1	3	
38		1	2				
39		4	2	1	2		
40			3	1			
41			4			3	
42		1	2	1			
43				2	2	1	
44				1	2		
45					1		
46			1	2		1	
47			2	2	1		
48				3			
49		1	1	2	2	2	
50			2		1		
51		1	4	2	1		
52		1	1	1			
53				2	1		
54			2				
55			3	4	4		
56				4	1		
57			3		1		
58			2	1			
59			2	4	1		
60		1			1		
61				1	1		
62							
63			1	1			
64				2			
65				2	1		
66			1	2			
67			4	3			
68					2		
69		1	2	2	1		
70			1				
71			2	2	1		
72			3				
73				1			
74			2				
75			2	1			
76							

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人	人	人	人
78							
79			1	1			
80			2				
81			1				
82							
83				1			
84			1	1			
85			1				
86							
87							
88							
89				2			
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96			1				
97							
98							
99							
100							
101							
計	2	24	78	57	28	20	2

適用職員数	211 人
-------	-------

海事職俸給表(二) (船舶に乗り組む職員で海事職俸給表(一)の適用を受けないものに適用)

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12		1				
13						
14		1				
15		1				
16						
17						
18						
19		4				
20						
21		1				
22		1				
23		4				
24						
25						
26						
27	3	2	1			
28						
29						
30						
31		6				
32						
33		1				
34	1					2
35	4	4				
36	1	1				1
37						
38		1				
39	3					2
40						
41						1
42		1				
43	1	4	1			
44			1			
45						
46			1			
47		13	3			
48						
49		1				
50						
51		12	5	1		
52			1			
53		4	1		3	
54		2	2			
55		4	2	2		
56		1	1			
57		1	4	1	1	
58			1	2		
59		6		1		
60			2			
61		1	5	1		
62		1	1	2		
63		7	4	4	1	
64			7			
65			2	1	1	
66		3	1	1		
67		4	3	3		
68		1		2		
69				2		
70			2			
71		2			1	
72		8	3			
73		1	2	2		
74			1	1	2	
75		4	3	2	3	
76						

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
77						
78		1	1	1	1	
79		5	1	1	3	
80		1	1	1		
81		3				
82		1	2			
83				3	3	
84				3	1	
85		1	1		10	
86				1	1	
87			2	2	2	
88				1		
89					36	
90			1			
91			1			
92				1		
93				3		
94		1	2	1		
95		1	2	1		
96			1			
97				2		
98				3		
99			1	2		
100						
101			1	9		
102				4		
103			1	8		
104			1	1		
105		1		3		
106				2		
107				6		
108						
109						
110						
111						
112			1			
113			5			
計	13	126	85	87	69	6

適用職員数	386 人
-------	-------

教育職俸給表(一)

〔大学に準ずる教育施設に勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員等に適用〕

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10			1		1
11		2			
12					
13					
14			1		
15					
16					
17				1	
18				1	
19					
20				2	
21	1				
22					
23		1			
24					
25	1	1			
26	1			1	
27			1		
28					
29		1			
30					
31	3	1	1		
32					
33		2			2
34	1				1
35			1		1
36		1			4
37		2			3
38		1			1
39	2		1		
40			2		
41					2
42					1
43		1	1		3
44	1				1
45		3			1
46		1			
47	1	1			
48					1
49					1
50		1			3
51			1		
52	1		2		
53	1				2
54					
55				2	1
56		2			1
57				2	
58				1	
59	1			1	1
60	1				
61					
62					
63		1	1		1
64					
65				5	1
66					
67					
68				1	
69	1	1	1		2
70					
71		1			
72					
73				2	1
74		1			
75					
76				1	

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5
77			3		
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85		1			
86			1		
87			1		
88			1		
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	16	26	36	40	1

適用職員数	119 人
-------	-------

教育職俸給表(二)

〔高等専門学校に準ずる教育施設に勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員等に適用〕

職務の 級 号俸	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11		1	
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24		1	
25			
26			
27		2	
28			
29			
30			
31		1	
32			
33		1	
34		1	
35		2	
36			
37			
38		1	
39		3	
40			
41		3	
42			
43		5	
44			
45		1	
46			
47		1	
48			
49			
50			
51		1	
52			
53			
54		3	
55		1	
56			
57			
58		1	
59		4	
60			
61			
62		1	
63		3	
64			
65			
66		2	
67		2	
68			
69			
70		2	
71		1	
72			
73		1	
74		1	
75			
76		1	

職務の 級 号俸	1	2	3
77			
78		1	
79		2	
80			
81		3	
82		2	
83		2	
84			
85		1	
86			
87		3	
88			
89		3	
90		3	
91			
92		1	
93		1	
94		1	
95			
96		1	
97		1	
98		2	
99		2	
100		1	
101		1	
102		3	
103		1	
104		1	
105		2	
106			
107			
108		2	
109		2	
110		2	
111		4	
112			
113		1	
114		1	
115		2	
116			
117		4	
118		1	
119			
120			
121		4	
122			
123		2	
124			
125		7	
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
計	0	117	0

適用職員数	117 人
-------	-------

研究職俸給表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6			1			1
7		2				
8			1		1	
9		1			2	
10				1	1	
11						
12				1	1	
13					2	1
14			1		1	
15		1	4	2	1	
16			1		1	
17			2		6	
18		1	5		6	
19	1	5	9	9	3	
20		2	3	1	5	
21			3	5	9	
22			6	6	10	
23		8	7	2	8	
24		2	11	3	9	
25		1	3	3	7	
26		3	7	8	19	
27	1	10	20	7	10	
28			6	15	5	
29			5	5	10	
30		3	9	8	10	
31	4	13	19	10	15	
32		2	14	10	8	
33		2	9	10	12	
34		2	13	11	11	
35	3	15	19	15	13	
36		2	15	12	13	
37	1	5	12	4	18	
38	1	7	21	20	14	
39	2	22	18	11	11	
40		6	13	7	6	
41		5	8	25	22	
42		2	11	5	17	
43	2	15	17	8	12	
44		3	15	13	9	
45		3	5	3	29	
46		10	7	10	5	
47	3	24	11	12	9	
48		4	9	6	7	
49		5	2	7	25	
50		9	7	6	15	
51		15	8	10	15	
52		5	5	7	4	
53		5	6	8	20	
54		10	5	6	9	
55		13	10	11	4	
56		2	2	2	3	
57	1	7	2	4	17	
58		5	3	3	7	
59		13	5	1	4	
60		2	5	3	3	
61			3	3	17	
62		3	3	1	3	
63		4	2	2	4	
64			1		1	
65		3	2	5	6	
66		4	2	1	2	
67		3	1	2	3	
68		3	2	1	1	
69		2	2	7	5	
70		2			1	
71		2		2	1	
72	1	1	2			
73			1	17	1	
74		5	2			
75		3				
76		3	1			

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
77						
78		4	5			
79		2				
80		2				
81		3	1			
82						
83		1	2			
84						
85		2	2			
86		2	1			
87			1			
88			1			
89		1	1			
90						
91						
92						
93						
94						
95		1				
96						
97		1				
98						
99						
100						
101		1				
102						
103						
104		1				
105						
106						
107		1				
108						
109		1				
110		1				
111						
112						
113		1				
114						
115		1				
116						
117						
118		1				
119		1				
120						
121		4				
計	20	342	438	377	529	2

適用職員数	1,708 人
-------	---------

医療職俸給表(一) (病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3	1	1			
4	1				
5	3				
6					
7	1				
8	2				
9	1				
10	2				
11	1				
12	2				
13	5	1			
14	2	1			
15	1	7		1	
16	2				
17	2	2	1		
18	5	2			
19	6	5			
20	4	3			
21	4	2			
22	4	6			
23	5	13			
24	5	4	2	1	
25	4	3	1	1	
26	8	5		1	
27	8	13		1	
28	2	4		1	
29	10	13		2	
30	8	11	2	1	
31	19	19	1	3	
32	6	20		1	
33	4	14	1	2	
34	15	28	4	3	
35	14	9	2	1	
36	4	13	4		
37	7	19	4	1	
38	13	18	3	2	
39	12	15	1	2	
40	6	9	7	2	
41	4	12	6	5	
42	7	20	7	5	
43	13	19	7	2	
44	4	9	7	4	
45	1	19	10	9	
46	7	13	11	4	
47	7	17	7	1	
48		16	10	5	
49	4	11	12	11	
50	4	11	10	9	
51	5	17	10		
52	2	9	7	3	
53	2	21	20	12	
54	4	8	10	3	
55	3	11	7	4	
56	1	12	8		
57	1	20	13	14	
58	5	10	12	1	
59	1	7	4	1	
60		5	1		
61		3	12	2	
62	2	8	6		
63	5	4	2		
64	1	2	3		
65	3	7	9	7	
66		1	4		
67		6	4		
68		3	3		
69		7	6		
70		1	4		
71		2	2		
72		3	2		
73		4	2		
74		2	1		
75		4	1		
76		6	2		

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5
77		2	7		
78		3	2		
79		3	3		
80		2			
81		4	2		
82			3		
83		2	1		
84					
85		4	4		
86					
87		2			
88		1			
89		7	3		
90					
91		3			
92					
93		4			
94		1			
95		1			
96		2			
97		4			
計	285	635	300	128	0

適用職員数	1,348 人
-------	---------

医療職俸給表(二) (病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用)

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2		5						
3		1						
4		3						
5		1						
6		3						
7		5						
8		5	2					
9		2						1
10		6	1					
11		14						
12		3						
13	1	2	1					
14		6	1					
15		7	2					1
16		3						
17	1	5	1					
18		4						1
19	4	11	2					
20		1	1					
21	4	4	1					2
22	1	7						1
23	2	13	2					
24		1	2					
25		6	2					
26	1	5						
27	5	13	2				1	
28	1	4	1				1	
29		3						
30		2	4					
31	1	7	2	1				
32	1	1	2					
33	3	1	1					1
34		6		1				
35	1	9	1	1				
36			2					
37		3	3					
38	3	5	1					
39		6	6					
40		3	2					
41	1	3	1		1	1		
42		5	2	1		1		
43		7	3			1		
44		3	4			1		
45	1	1	2			1		
46	1	7	1					
47	1	11	2	1	1	2		
48		2		1				
49		3	2	3	1	2		
50		4	1	1	1	1		
51	1	10	6	1		1		
52		3	2	1	1			
53		2	1	2	3	5		
54		5	6	1	1	1		
55		5	8		1	1		
56		2	2	2	1			
57		1	2	1	3			
58	1	5	4	5	2	1		
59		9	8	2	1			
60		1	8	1				
61		2	4		2	1		
62	1	4	5	3				
63		9	4	1	1	3		
64		1	8	3	1			
65		2	4	2	3	1		
66		6	1	7	1			
67		11	5	5	4			
68		1	2	7	1			
69			4	7	4			
70		5	7	3	1			
71		11	3	7	2			
72		3	3	1	1			
73		6	4	2				
74		2	4	8	1			
75		7	5	8	1			
76		1		4				

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	人	人	人	人
78		4	1	3	4			
79		3	3	3				
80		7	3	5	3			
81	1	3	3	6	3			
82		5	2	2				
83		4		8				
84		1	2	3				
85		3	1	8				
86		3	1	4				
87		1	1	5				
88		1		1				
89		2	4	8				
90		2	1	2				
91		3	1	2				
92			2	3				
93		1	3	4				
94		2	1	4				
95		1	2	2				
96			1	1				
97		2	5	6				
98		2	2	1				
99				1				
100								
101			4	11				
102				3				
103			1	5				
104			1					
105		15	2	4				
106								
107								
108								
109			2					
110			1					
111			1					
112			1					
113			6					
計	37	417	235	200	50	24	2	7

適用職員数	972 人
-------	-------

医療職俸給表(三) (病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1		6					
2		1					
3		14					
4							
5		10					
6		2	1				
7		110	3				
8		2					
9		23					
10		5	1				
11	1	257	3				
12		1					
13		45	2				
14		8					
15	2	284	10				
16		4					
17		36					
18		18	8				
19	2	196	4				
20		7					
21		39	2				
22	1	52	7				
23		116	17				
24		5	1				
25		30	4				
26	1	45	5				
27		101	18				
28	1	10	2				
29	1	25	2				
30		25	6				
31	1	127	16				
32		8	1				
33		33	2				1
34		28	3				
35	1	106	16				
36		7	1				
37		32	3				1
38		32	3				1
39		78	9	1			1
40		19	3				
41	1	34	4				
42		35	7				
43		51	20	1			1
44		10	1				
45		24				1	
46		20	8	2			1
47	2	40	14	2			
48	1	10		1			1
49	1	21	2	2			
50	1	24	12	1		1	
51	1	29	9				
52		7	2	1	1	1	
53		21	5	4			
54	1	18	3	4			
55	1	38	8				
56		8	2	2			
57	1	20	2	3			
58		15	7				
59		35	11	2			
60		10	2	1			
61	3	16	6	4	1		
62		8	8				
63	2	31	2	2			
64		8	2	4			
65	1	17	10	2	1		
66	1	15	11		2		
67	3	33	3	7	2		
68		14	5	2	1		
69	1	17	6	3	1		
70	4	20	4	1	1		
71	1	33	3				
72	1	13	5	1			
73	1	16	6	3	1		
74	1	12	1	3	2		
75	2	29	4		1		
76	2	10	5	1			

職務の 号俸 級	1	2	3	4	5	6	7
77	1	18	3	2			
78	1	26	5	4			
79	2	17	6	2			
80	1	13		3	1		
81		12	5	2	1		
82	2	24	4	7	2		
83		11	5	2	1		
84		11	5				
85		17	5	3			
86		13	3	2	2		
87	2	18	1	1			
88	1	9	3				
89	2	12	6	2			
90	2	19	6	2			
91	1	16	3	2	1		
92	1	12	4				
93	1	18	7	6	4		
94	4	10		6			
95	3	16	2	1			
96		14	2	2			
97	4	16	7	5			
98	7	12	3	6			
99	4	17	4	5			
100	1	12	4	2			
101	3	9	6	4			
102	4	10		3			
103	1	21	2	4			
104	1	5	5				
105	5	10	5	12			
106	3	11	3	4			
107	4	14	2	4			
108	4	10		1			
109	7	8	6	10			
110	3	6	4				
111	6	16	3	1			
112	3	5	1				
113	7	9	5	5			
114	2	8	2				
115	5	15	1				
116	3	5					
117	7	9	4				
118	8	4	2				
119	4	5	2				
120	1	9					
121	3	7	10				
122	4	3	1				
123	2	7	7				
124	3	5					
125	9	10	6				
126	3	5					
127	5	4					
128	2	3					
129	5	10					
130	3	4					
131	2	4					
132	3	5					
133	7	9					
134	5	3					
135	3	4					
136	1	1					
137	9	8					
138	2	3					
139	4	3					
140	1	2					
141	9	7					
142	2	7					
143	2	2					
144		1					
145	7	10					
146	1	1					
147	6	2					
148	2	2					
149	9	15					
150	1						
151	3	5					
152							

職務の 級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
153	6	14					
154							
155	4						
156	1						
157	6						
158	3						
159	4						
160	1						
161	11						
162							
163	2						
164							
165	9						
166							
167	1						
168							
169	4						
計	335	3,427	523	175	26	3	7

適用職員数	4,496 人
-------	---------

福祉職俸給表

〔障害者支援施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用〕

職務の 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3		1				
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10		1				
11		4				
12						
13	1	1				
14		2				
15		3				
16						
17		2				
18		3	1			
19		1				
20						
21						
22		2				
23		4				
24						
25	2	2				
26		1				
27	4	2				
28		3				
29	1	8				
30	2	2				
31	4	3	2			
32	2	2	2	1		
33	4	1				
34		1	1			
35	3	2		1		
36		2				
37	1					
38	1			1		
39	4				1	
40	2	1	2	3	2	
41		1			1	
42	1	1			1	
43	1	3				
44		1	1		1	
45	5	1	1		1	1
46	3	1				
47	4				4	1
48		2	2		5	1
49	3	1			3	
50					2	2
51	2	1	1		1	
52		1			3	
53	3	1	1			1
54		1			1	
55	1	3			2	
56		1			1	1
57	1		1			1
58	1	1	1		1	
59		1			3	
60					1	
61		1			3	
62			1			
63	2					
64		1				
65	1	1	1			1
66	2			2		
67					1	
68	1					
69		5				1
70		1			2	
71			2		1	2
72		1			1	
73						
74	1		1			
75						
76		1			3	

職務の級 号俸	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79		2		1		
80				2		
81						
82		2				
83						
84						
85				6		
86				4		
87		1				
88						
89				3		
90						
91				1		
92						
93				2		
94						
95						
96						
97		1				
98						
99		1				
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109	1					
110						
111						
112						
113	1					
114						
115						
116						
117	1					
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125	2					
126						
127						
128						
129	1					
130						
131						
132						
133						
134	1					
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	70	94	21	66	19	1

適用職員数	271 人
-------	-------

指定職俸給表 〔事務次官、外局の長、本省の局長、規模の大きい試験所、研究所、病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用〕

号 俸	人 員
	人
1	
2	198
3	367
4	153
5	67
6	24
7	18
8	17

適用職員数	844 人
-------	-------

特定任期付職員俸給表 〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 俸	人 員
	人
1	22
2	37
3	49
4	52
5	29
6	7
7	2
( 976,000)	1
(1,211,000)	1

適用職員数	200 人
-------	-------

(注) ( )内は、俸給月額(単位:円)を示す。

第一号任期付研究員俸給表 〔招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用〕

号 俸	人 員
	人
1	8
2	32
3	25
4	1
5	1
6	

適用職員数	67 人
-------	------

第二号任期付研究員俸給表 〔先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用〕

号 俸	人 員
	人
1	30
2	20
3	4

適用職員数	54 人
-------	------



## 2 民間給与関係

### 平成19年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職国家公務員の給与を検討するため、平成19年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区、熊本市及び和歌山市の各人事委員会

#### (3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業(学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体)」に分類された53,764事業所

イ 調査対象職種 78職種(行政職(一)相当職種22職種 その他の職種56職種)

#### (4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出 (3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、都道府県等別に組織、規模、産業により848層に層化し、これらの層から10,154事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第15表のとおりである。

イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### (5) 集計

ア 調査実人員 初任給関係 34,055人(行政職(一)に相当する調査実人員30,101人)、初任給関係以外の調査職種 394,861人(行政職(一)に相当する調査実人員339,402人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、3,260,608人であり、行政職(一)に相当するものは2,568,089人である。)

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

ウ 集計については、その一部分を独立行政法人統計センターに依頼した。

## 第15表 企業規模別調査事業所数

(平成19年職種別民間給与実態調査)

### その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 9,075	事業所 3,416	事業所 3,819	事業所 1,840
漁 業	14	1	4	9
鉱 業、建設業	781	308	233	240
製 造 業	4,282	1,418	1,907	957
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	1,706	798	546	362
卸 売 ・ 小 売 業	952	302	460	190
金融・保険業、不動産業	454	290	135	29
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	886	299	534	53

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が1,079あった。(下表について同じ。)

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

### その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地域	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
地 域 計	事業所 9,075	事業所 3,416	事業所 3,819	事業所 1,840
北 海 道 ・ 東 北	1,120	395	493	232
関 東 甲 信 越	1,799	726	721	352
東 京 都	792	355	318	119
中 部	1,357	521	561	275
近 畿	1,343	538	554	251
中 国 ・ 四 国	1,315	445	563	307
九 州 ・ 沖 縄	1,349	436	609	304

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
「関東甲信越」…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県  
「中部」…富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
「近畿」…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
「中国・四国」…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
「九州・沖縄」…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成19年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学卒	193,781	195,585	192,281	191,922
		短大卒	167,197	168,237	166,066	167,899
		高校卒	154,558	156,802	153,508	152,995
	新卒技術者	大学卒	197,317	200,312	195,516	194,383
		短大卒	174,410	175,673	172,713	175,104
		高校卒	158,340	159,449	157,220	158,698
	新卒事務員・技術者計	大学卒	195,048	197,145	193,482	192,939
		短大卒	170,221	171,556	168,630	171,072
		高校卒	156,472	158,179	155,346	155,873
そ の 他	新卒船員	海員学校卒	214,393	—	180,155	250,000
	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒大学助手	大学卒	209,038	227,040	189,400	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	203,770	202,347	204,461	—
	新卒研究員	大学卒	201,525	201,287	203,228	186,420
	新卒研究補助員	短大卒	175,030	176,476	174,199	152,942
		高校卒	159,522	158,286	162,114	171,480
	準新卒医師	大学卒	362,963	344,857	520,724	256,300
	準新卒薬剤師	大学卒	211,444	206,381	217,396	189,600
	準新卒診療放射線技師	短大卒	196,112	188,759	212,959	—
	新卒栄養士	短大卒	156,577	162,382	152,209	—
	準新卒看護師	養成所卒	205,010	206,031	204,076	171,900
	準新卒准看護師	養成所卒	165,933	175,345	162,761	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成18年度中に資格免許を取得し、平成19年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成16年3月大学卒業後、平成16年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成19年4月までの間に採用された者に限っている。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	678	51.8	768,765	784	767,981
	大 学 卒	494	51.9	802,615	644	801,971
	短 大 卒	14	50.0	695,599	1,170	694,429
	高 校 卒	165	51.4	660,249	1,300	658,949
	中 学 卒	5	55.9	525,950	0	525,950
	工 場 長	546	53.1	687,961	576	687,385
	大 学 卒	355	53.1	726,242	736	725,506
	短 大 卒	29	53.0	661,569	145	661,424
	高 校 卒	150	53.3	607,029	28	607,001
	中 学 卒	12	52.7	662,063	4,775	657,288
	事 務 部 長	11,462	52.0	679,263	1,534	677,729
	大 学 卒	8,768	51.7	699,648	1,621	698,027
	短 大 卒	449	51.2	592,858	922	591,936
	高 校 卒	2,157	53.5	598,100	1,227	596,873
	中 学 卒	88	54.1	603,628	1,678	601,950
	技 術 部 長	7,458	51.8	643,979	1,140	642,839
	大 学 卒	5,355	51.4	665,412	985	664,427
	短 大 卒	544	51.1	608,453	1,046	607,407
高 校 卒	1,500	53.3	581,075	1,648	579,427	
中 学 卒	59	54.1	537,171	3,804	533,367	

備 考	対 応 級
【 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)】	【 本表2 規模500人以上、本表3 規模100人以上500人未満及び本表4 規模100人未満の対応級欄参照】
【 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
【 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
同 上	同 上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	4,232	49.6	666,486	7,106	659,380
	大 学 卒	3,289	49.1	685,002	8,178	676,824
	短 大 卒	174	50.0	562,717	1,311	561,406
	高 校 卒	736	52.6	575,754	1,914	573,840
	中 学 卒	33	51.2	597,215	768	596,447
	技 術 部 次 長	2,204	51.2	590,621	1,960	588,661
	大 学 卒	1,478	50.8	603,327	1,692	601,635
	短 大 卒	198	50.3	571,963	3,750	568,213
	高 校 卒	506	52.6	564,144	2,133	562,011
	中 学 卒	22	53.8	527,221	285	526,936
	事 務 課 長	22,285	47.2	569,835	8,148	561,687
	大 学 卒	15,155	46.4	583,917	7,856	576,061
	短 大 卒	1,145	46.9	520,097	10,050	510,047
	高 校 卒	5,798	50.0	534,380	8,871	525,509
	中 学 卒	187	52.2	517,720	4,557	513,163
	技 術 課 長	19,045	47.3	551,847	5,390	546,457
大 学 卒	11,405	46.1	563,869	3,978	559,891	
短 大 卒	1,667	47.3	539,984	5,730	534,254	
高 校 卒	5,771	49.6	529,284	8,580	520,704	
中 学 卒	202	54.3	526,109	3,903	522,206	

備 考	対 応 級
【 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)】	【 本表 2 規模500人以上、本表 3 規模100人以上500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄参照】
【 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
【 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
同 上	同 上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	7,512	43.2	567,077	69,923	497,154
	大学卒	5,166	42.0	580,997	75,255	505,742
	短大卒	516	44.9	496,223	49,951	446,272
	高校卒	1,799	48.2	523,975	51,610	472,365
	中学卒	31	53.7	488,850	8,094	480,756
	技術課長代理	5,257	45.4	511,899	28,354	483,545
	大学卒	2,666	43.0	516,484	19,575	496,909
	短大卒	509	44.0	471,165	29,508	441,657
	高校卒	1,966	49.3	514,105	43,167	470,938
	中学卒	116	55.0	511,055	38,715	472,340
	事務係長	22,759	43.0	466,816	61,492	405,324
	大学卒	11,921	40.7	476,993	66,929	410,064
	短大卒	2,048	41.8	422,430	52,121	370,309
	高校卒	8,627	47.1	461,055	54,889	406,166
	中学卒	163	52.4	459,212	47,296	411,916
	技術係長	17,951	42.7	493,502	79,289	414,213
	大学卒	8,381	40.0	494,667	82,060	412,607
	短大卒	1,810	42.0	479,856	76,724	403,132
高校卒	7,432	46.5	496,215	76,343	419,872	
中学卒	328	52.8	480,592	68,672	411,920	

備 考	対 応 級
<p> { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p> { 本表2 規模500人以上、本表3 規模100人以上500人未満及び本表4 規模100人未満の対応級欄参照 </p> <p>同 上</p>
<p> { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	18,937	39.4	415,263	60,284	354,979
	大 学 卒	9,673	37.2	423,679	65,377	358,302
	短 大 卒	2,572	39.5	381,222	51,686	329,536
	高 校 卒	6,514	42.8	413,041	54,843	358,198
	中 学 卒	178	49.0	465,386	66,586	398,800
	技 術 主 任	16,782	39.4	437,799	76,011	361,788
	大 学 卒	8,070	37.0	443,582	79,677	363,905
	短 大 卒	1,897	38.0	409,583	69,262	340,321
	高 校 卒	6,615	43.6	436,921	71,833	365,088
	中 学 卒	200	49.9	456,503	80,202	376,301
	事 務 係 員	108,501	33.8	313,857	41,548	272,309
	大 学 卒	47,543	31.3	328,835	48,623	280,212
	短 大 卒	20,693	33.2	284,041	31,773	252,268
	高 校 卒	39,407	37.8	306,317	35,938	270,379
	中 学 卒	858	48.5	352,791	34,999	317,792
	技 術 係 員	73,793	33.4	352,294	63,849	288,445
大 学 卒	36,437	31.1	355,567	69,085	286,482	
短 大 卒	9,251	32.7	326,081	55,064	271,017	
高 校 卒	27,333	37.2	354,774	58,170	296,604	
中 学 卒	772	50.0	377,501	48,512	328,989	

備 考	対 応 級
	<p>{ 本表 2 規模500人以上、本表 3 規模100人以上500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄参照</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

## 2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	600	51.8	786,040	737	785,303
	大 学 卒	453	51.8	818,456	519	817,937
	短 大 卒	10	49.8	725,573	1,552	724,021
	高 校 卒	134	51.5	662,860	1,620	661,240
	中 学 卒	3	57.9	502,393	0	502,393
	工 場 長	358	53.4	746,878	738	746,140
	大 学 卒	265	53.3	767,119	978	766,141
	短 大 卒	19	53.6	698,713	222	698,491
	高 校 卒	70	53.6	679,334	3	679,331
	中 学 卒	4	52.9	890,252	0	890,252
	事 務 部 長	7,032	52.1	721,861	1,489	720,372
	大 学 卒	5,746	51.8	735,217	1,530	733,687
	短 大 卒	214	51.9	627,898	1,509	626,389
	高 校 卒	1,041	54.2	647,552	1,176	646,376
	中 学 卒	31	54.9	717,522	2,232	715,290
	技 術 部 長	4,801	51.7	687,678	851	686,827
	大 学 卒	3,795	51.4	696,614	890	695,724
短 大 卒	298	51.4	658,900	941	657,959	
高 校 卒	691	53.5	649,624	602	649,022	
中 学 卒	17	54.4	655,420	0	655,420	

備 考	対 応 級
<p>{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)</p>	<p>行政職(一) 9級、10級</p>
<p>{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)</p>	<p>同 上</p>
<p>{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)</p>	<p>同 上</p>
<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	2,835	49.4	701,411	7,857	693,554
	大 学 卒	2,372	48.9	712,369	8,683	703,686
	短 大 卒	86	50.9	612,242	1,060	611,182
	高 校 卒	358	52.8	626,668	2,321	624,347
	中 学 卒	19	51.4	634,278	1,184	633,094
	技 術 部 次 長	1,374	51.6	638,529	1,571	636,958
	大 学 卒	1,032	51.2	640,034	1,358	638,676
	短 大 卒	104	50.7	627,372	4,474	622,898
	高 校 卒	226	53.8	639,078	1,361	637,717
	中 学 卒	12	52.9	595,605	0	595,605
	事 務 課 長	15,206	47.2	596,380	9,027	587,353
	大 学 卒	10,892	46.2	603,907	8,698	595,209
	短 大 卒	631	47.6	557,635	10,555	547,080
	高 校 卒	3,580	50.8	574,319	10,304	564,015
	中 学 卒	103	52.8	563,888	1,710	562,178
	技 術 課 長	12,791	47.4	582,483	4,709	577,774
	大 学 卒	8,414	46.1	583,957	3,422	580,535
	短 大 卒	989	48.4	579,337	5,183	574,154
高 校 卒	3,293	50.7	578,827	8,546	570,281	
中 学 卒	95	54.3	591,159	295	590,864	

備 考	対 応 級
<p>           { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者            職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の            次長及び部次長級専門職         </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 9級、10級</p> <p>同 上</p>
<p>           { 2係以上又は構成員10人以上の課の長            職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長            及び課長級専門職         </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 7級、8級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5,005	42.9	593,174	80,635	512,539
	大学卒	3,671	41.7	600,091	84,165	515,926
	短大卒	249	46.5	535,674	59,278	476,396
	高校卒	1,069	49.5	567,281	65,983	501,298
	中学卒	16	55.2	534,538	470	534,068
	技術課長代理	3,381	45.6	536,565	24,621	511,944
	大学卒	1,862	43.1	531,551	15,111	516,440
	短大卒	276	45.7	505,455	21,673	483,782
	高校卒	1,170	50.4	553,779	45,075	508,704
	中学卒	73	55.8	546,601	43,311	503,290
	事務係長	14,106	43.4	498,650	70,940	427,710
	大学卒	7,717	40.8	502,861	76,014	426,847
	短大卒	993	42.7	464,896	63,883	401,013
	高校卒	5,318	48.3	497,945	63,081	434,864
	中学卒	78	53.9	522,733	60,994	461,739
	技術係長	11,804	43.3	523,107	84,789	438,318
	大学卒	5,810	40.3	517,774	86,862	430,912
	短大卒	989	43.2	521,520	85,298	436,222
高校卒	4,823	47.8	532,522	81,515	451,007	
中学卒	182	53.4	515,050	77,603	437,447	

備 考	対 応 級
<p> { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 5級、6級</p> <p>同 上</p>
<p> { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 3級、4級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	10,698	39.7	450,441	70,127	380,314
	大 学 卒	5,811	37.4	449,951	74,149	375,802
	短 大 卒	1,279	40.3	415,134	60,969	354,165
	高 校 卒	3,498	43.7	463,413	65,576	397,837
	中 学 卒	110	47.4	498,729	75,766	422,963
	技 術 主 任	10,234	40.0	464,746	80,712	384,034
	大 学 卒	5,093	37.4	465,231	83,721	381,510
	短 大 卒	905	38.8	442,400	74,972	367,428
	高 校 卒	4,147	45.2	469,609	76,045	393,564
	中 学 卒	89	46.4	513,284	105,055	408,229
	事 務 係 員	58,273	33.9	331,322	47,280	284,042
	大 学 卒	26,996	31.1	339,608	53,861	285,747
	短 大 卒	10,386	33.7	298,270	35,567	262,703
	高 校 卒	20,405	38.8	334,726	42,172	292,554
	中 学 卒	486	48.5	375,468	38,549	336,919
	技 術 係 員	44,473	33.6	365,009	67,524	297,485
	大 学 卒	22,018	31.1	365,133	72,429	292,704
	短 大 卒	4,753	32.8	337,566	57,983	279,583
高 校 卒	17,274	37.8	372,112	62,013	310,099	
中 学 卒	428	50.2	392,655	50,398	342,257	

備 考	対 応 級
	<p>行政職(一) 2級(一部は3級、4級)</p> <p>同 上</p> <p>行政職(一) 1級</p> <p>同 上</p>

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	74	51.7	626,423	1,245	625,178
	大 学 卒	40	52.6	615,289	2,260	613,029
	短 大 卒	4	50.6	603,794	0	603,794
	高 校 卒	28	50.5	649,848	0	649,848
	中 学 卒	2	51.2	579,688	0	579,688
	工 場 長	167	52.4	580,891	38	580,853
	大 学 卒	83	52.4	611,179	24	611,155
	短 大 卒	9	52.0	601,354	0	601,354
	高 校 卒	69	52.7	548,593	63	548,530
	中 学 卒	6	50.4	489,362	0	489,362
	事 務 部 長	3,674	51.7	605,807	1,611	604,196
	大 学 卒	2,608	51.4	620,561	1,761	618,800
	短 大 卒	177	51.1	575,801	461	575,340
	高 校 卒	853	53.0	559,846	1,409	558,437
	中 学 卒	36	54.7	591,247	240	591,007
	技 術 部 長	2,076	51.8	577,141	1,262	575,879
大 学 卒	1,307	51.5	593,950	1,117	592,833	
短 大 卒	194	50.7	561,321	964	560,357	
高 校 卒	551	52.8	542,575	1,592	540,983	
中 学 卒	24	56.1	553,234	4,305	548,929	

備 考	対 応 級
<p>{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 7級、8級</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	1,136	50.5	536,353	2,025	534,328
	大 学 卒	762	50.0	549,155	2,452	546,703
	短 大 卒	73	48.8	506,708	1,149	505,559
	高 校 卒	291	52.6	506,433	1,117	505,316
	中 学 卒	10	49.8	567,589	0	567,589
	技 術 部 次 長	632	50.2	512,550	1,783	510,767
	大 学 卒	359	49.7	514,780	1,545	513,235
	短 大 卒	63	51.0	530,689	2,023	528,666
	高 校 卒	204	50.6	504,574	2,210	502,364
	中 学 卒	6	51.9	450,885	0	450,885
	事 務 課 長	5,913	47.6	487,801	4,527	483,274
	大 学 卒	3,675	47.0	505,460	4,078	501,382
	短 大 卒	417	46.1	458,547	7,356	451,191
	高 校 卒	1,765	48.9	456,872	4,654	452,218
	中 学 卒	56	53.0	469,444	9,781	459,663
	技 術 課 長	5,139	47.0	478,136	7,154	470,982
	大 学 卒	2,606	46.2	490,650	6,288	484,362
	短 大 卒	537	45.5	475,300	7,069	468,231
高 校 卒	1,925	48.2	461,838	8,419	453,419	
中 学 卒	71	55.0	472,278	6,152	466,126	

備 考	対 応 級
<p>{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 7級、8級</p> <p>同 上</p>
<p>{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 5級、6級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2,116	44.5	470,324	24,344	445,980
	大学卒	1,291	43.8	482,247	24,776	457,471
	短大卒	214	43.1	459,338	36,840	422,498
	高校卒	600	46.3	447,604	18,689	428,915
	中学卒	11	51.5	438,100	23,987	414,113
	技術課長代理	1,561	45.0	450,479	39,512	410,967
	大学卒	701	42.7	460,078	39,176	420,902
	短大卒	186	42.7	434,002	35,529	398,473
	高校卒	639	47.7	445,651	42,133	403,518
	中学卒	35	54.5	448,174	18,601	429,573
	事務係長	6,977	42.1	401,252	40,897	360,355
	大学卒	3,512	40.2	408,898	42,099	366,799
	短大卒	849	40.9	369,642	35,565	334,077
	高校卒	2,554	44.9	400,677	41,173	359,504
	中学卒	62	52.4	413,905	33,916	379,989
	技術係長	5,005	41.0	415,014	65,867	349,147
	大学卒	2,220	39.0	416,550	66,244	350,306
短大卒	659	39.6	404,367	64,230	340,137	
高校卒	2,016	43.6	415,616	66,478	349,138	
中学卒	110	51.4	434,580	55,665	378,915	

備 考	対 応 級
<p> { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 4級</p> <p>同 上</p>
<p> { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 3級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	6,446	38.8	351,094	41,337	309,757
	大 学 卒	3,134	36.8	364,153	44,692	319,461
	短 大 卒	1,022	38.4	332,907	37,464	295,443
	高 校 卒	2,247	41.8	339,814	38,103	301,711
	中 学 卒	43	52.6	408,509	53,668	354,841
	技 術 主 任	5,189	38.0	379,957	68,688	311,269
	大 学 卒	2,491	35.9	381,518	70,073	311,445
	短 大 卒	746	37.2	367,807	65,552	302,255
	高 校 卒	1,868	40.7	380,397	68,136	312,261
	中 学 卒	84	53.2	423,324	64,148	359,176
	事 務 係 員	39,497	33.4	287,211	32,670	254,541
	大 学 卒	16,855	31.7	307,645	38,053	269,592
	短 大 卒	8,268	32.4	265,471	26,997	238,474
	高 校 卒	14,115	36.2	271,105	28,643	242,462
	中 学 卒	259	48.8	328,970	30,486	298,484
	技 術 係 員	23,643	33.2	325,307	56,867	268,440
	大 学 卒	12,220	31.4	332,103	61,429	270,674
	短 大 卒	3,518	32.9	313,141	52,425	260,716
高 校 卒	7,644	35.9	317,131	51,111	266,020	
中 学 卒	261	50.2	358,894	42,387	316,507	

備 考	対 応 級
	行政職(一) 2級(一部は3級)  同 上  行政職(一) 1級  同 上

## 4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	4	58.8	607,144	0	607,144
大 学 卒	*	*	*	*	*
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	3	58.1	647,445	0	647,445
中 学 卒	—	—	—	—	—
工 場 長	21	53.6	562,151	1,425	560,726
大 学 卒	7	52.8	564,556	0	564,556
短 大 卒	*	*	*	*	*
高 校 卒	11	53.7	535,229	0	535,229
中 学 卒	2	57.5	804,348	20,638	783,710
事 務 部 長	756	51.6	560,438	1,670	558,768
大 学 卒	414	51.3	595,430	2,221	593,209
短 大 卒	58	49.6	533,383	373	533,010
高 校 卒	263	52.4	513,130	954	512,176
中 学 卒	21	52.6	499,269	2,869	496,400
技 術 部 長	581	52.3	503,529	2,960	500,569
大 学 卒	253	51.4	532,515	1,727	530,788
短 大 卒	52	50.9	500,757	1,789	498,968
高 校 卒	258	53.5	478,222	4,299	473,923
中 学 卒	18	51.9	442,711	5,790	436,921

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

備 考	対 応 級
<p>{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 6級、7級</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	261	50.3	538,503	13,001	525,502
	大 学 卒	155	49.9	570,465	19,210	551,255
	短 大 卒	15	48.2	471,918	4,327	467,591
	高 校 卒	87	51.3	486,761	1,911	484,850
	中 学 卒	4	53.6	432,838	0	432,838
	技 術 部 次 長	198	51.1	473,974	4,899	469,075
	大 学 卒	87	50.0	476,202	6,328	469,874
	短 大 卒	31	47.9	473,493	4,272	469,221
	高 校 卒	76	53.0	474,448	4,027	470,421
	中 学 卒	4	58.2	434,050	1,267	432,783
	事 務 課 長	1,166	46.7	452,697	7,876	444,821
	大 学 卒	588	46.4	467,431	5,290	462,141
	短 大 卒	97	44.5	453,758	15,258	438,500
	高 校 卒	453	47.3	435,648	9,700	425,948
	中 学 卒	28	48.7	411,255	7,910	403,345
	技 術 課 長	1,115	46.7	427,986	7,697	420,289
	大 学 卒	385	46.1	444,680	5,676	439,004
	短 大 卒	141	44.0	427,226	5,994	421,232
高 校 卒	553	47.2	417,675	9,223	408,452	
中 学 卒	36	53.5	421,191	10,626	410,565	

備 考	対 応 級
<p>{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 6級、7級</p> <p>同 上</p>
<p>{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 5級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	391	43.4	412,029	31,041	380,988
	大 学 卒	204	44.1	423,123	24,075	399,048
	短 大 卒	53	41.8	408,469	39,792	368,677
	高 校 卒	130	43.0	396,652	38,266	358,386
	中 学 卒	4	51.1	351,227	12,837	338,390
	技 術 課 長 代 理	315	43.7	401,096	36,907	364,189
	大 学 卒	103	43.5	404,142	37,111	367,031
	短 大 卒	47	38.4	400,430	53,521	346,909
	高 校 卒	157	45.7	398,362	28,275	370,087
	中 学 卒	8	50.0	411,789	70,273	341,516
	事 務 係 長	1,676	41.7	364,505	35,152	329,353
	大 学 卒	692	40.1	385,333	38,687	346,646
	短 大 卒	206	39.1	344,032	37,709	306,323
	高 校 卒	755	43.8	350,609	31,212	319,397
	中 学 卒	23	46.1	336,383	31,569	304,814
	技 術 係 長	1,142	41.6	387,373	55,251	332,122
	大 学 卒	351	40.5	393,973	58,766	335,207
短 大 卒	162	40.1	369,178	44,000	325,178	
高 校 卒	593	42.2	386,910	56,352	330,558	
中 学 卒	36	52.8	412,124	53,519	358,605	

備 考	対 応 級
<p> { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者  課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者  課長に直属し部下4人以上を有する者  職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 4級</p> <p>同 上</p>
<p> { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者  職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職 </p> <p>同 上</p>	<p>行政職(一) 3級</p> <p>同 上</p>

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	1,793	38.6	334,330	40,412	293,918
	大 学 卒	728	36.5	350,786	43,654	307,132
	短 大 卒	271	37.3	329,973	40,960	289,013
	高 校 卒	769	40.7	318,512	37,252	281,260
	中 学 卒	25	53.5	355,403	33,090	322,313
	技 術 主 任	1,359	37.9	351,078	53,024	298,054
	大 学 卒	486	36.4	359,020	55,968	303,052
	短 大 卒	246	35.6	345,258	50,619	294,639
	高 校 卒	600	39.6	347,218	52,326	294,892
	中 学 卒	27	53.4	344,658	35,514	309,144
	事 務 係 員	10,731	34.4	266,334	26,394	239,940
	大 学 卒	3,692	32.0	295,793	33,670	262,123
	短 大 卒	2,039	33.2	251,029	22,264	228,765
	高 校 卒	4,887	36.7	246,906	21,864	225,042
	中 学 卒	113	47.8	284,941	25,876	259,065
	技 術 係 員	5,677	33.0	295,935	44,404	251,531
	大 学 卒	2,199	31.3	307,572	49,483	258,089
短 大 卒	980	31.7	286,447	42,717	243,730	
高 校 卒	2,415	34.6	287,042	39,663	247,379	
中 学 卒	83	47.9	325,994	54,705	271,289	

備 考	対 応 級
	<p data-bbox="826 394 1161 427">行政職(一) 2級(一部は3級)</p> <p data-bbox="850 696 954 730">同 上</p> <p data-bbox="826 999 1023 1032">行政職(一) 1級</p> <p data-bbox="850 1301 954 1335">同 上</p>

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	146	46.9	344,082	12,492	331,590	
	自家用乗用自動車運転手	486	51.7	400,804	57,921	342,883	
	守 衛	684	53.7	417,381	53,211	364,170	
	用 務 員	267	52.6	315,460	13,870	301,590	
海 事	遠	船 長 ・ 機 関 長	2	48.0	649,632	0	649,632
		一等航海士・機関士	3	42.8	588,265	40,416	547,849
		二等航海士・機関士	*	*	*	*	*
		三等航海士・機関士	5	28.0	363,905	81,939	281,966
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	洋	甲 板 長 ・ 操 機 長	4	55.7	537,852	115,821	422,031
		甲 板 手 ・ 操 機 手	8	43.8	436,646	99,843	336,803
		甲 板 員 ・ 機 関 員	*	*	*	*	*
関 係	近	船 長 ・ 機 関 長	25	52.7	684,081	35,482	648,599
		一等航海士・機関士	30	44.4	582,237	129,135	453,102
		二等航海士・機関士	25	42.5	514,619	141,390	373,229
		三等航海士・機関士	4	49.2	576,172	119,809	456,363
	海	甲 板 長 ・ 操 機 長	6	56.8	552,184	170,114	382,070
		甲 板 手 ・ 操 機 手	8	46.4	470,392	151,648	318,744
		甲 板 員 ・ 機 関 員	2	23.5	346,781	95,015	251,766
職 種	沿 海	船 長 ・ 機 関 長	102	51.2	549,219	65,442	483,777
		一等航海士・機関士	85	46.8	524,149	96,055	428,094
		二等航海士・機関士	55	41.4	474,113	135,558	338,555
	平 水	三等航海士・機関士	18	33.1	400,650	83,641	317,009
		甲 板 長 ・ 操 機 長	35	54.4	496,599	117,285	379,314
		甲 板 手 ・ 操 機 手	63	43.4	443,514	84,135	359,379
		甲 板 員 ・ 機 関 員	74	39.1	322,518	58,833	263,685

備	考
<p>見習、外国語の電話交換手を除く。</p>	
<p>航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員</p>	
<p>北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員</p>	
<p>港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員</p>	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	36	66.4	974,628	705	973,923
	大 学 副 学 長	74	60.6	812,922	980	811,942
	大 学 学 部 長	196	60.0	829,230	2,979	826,251
	大 学 教 授	2,633	57.1	737,425	3,083	734,342
	大 学 准 教 授	1,949	46.5	586,981	1,209	585,772
	大 学 講 師	1,383	41.9	522,095	5,517	516,578
	大 学 助 教	677	37.2	463,162	15,529	447,633
	大 学 助 手	422	35.5	375,962	173	375,789
	高 等 学 校 校 長	71	60.3	754,762	11,325	743,437
	高 等 学 校 教 頭	217	54.2	657,566	6,961	650,605
高 等 学 校 教 諭	2,899	44.8	502,982	5,296	497,686	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	65	52.9	890,195	936	889,259
	研 究 部 ( 課 ) 長	1,135	48.2	649,653	2,943	646,710
	研 究 室 ( 係 ) 長	918	42.6	564,064	31,095	532,969
	主 任 研 究 員	2,060	42.7	538,092	39,416	498,676
	研 究 員	3,937	33.8	396,490	52,859	343,631
	研 究 補 助 員	566	30.8	302,912	31,919	270,993
医 療 関 係 職 種	病 院 長	106	58.6	1,562,134	51,454	1,510,680
	副 院 長	242	53.7	1,422,616	69,535	1,353,081
	医 科 長	823	48.2	1,189,112	119,947	1,069,165
	医 師	1,668	39.8	948,259	99,070	849,189
	歯 科 医 師	72	40.2	833,098	47,559	785,539
	薬 局 長	286	48.6	477,458	23,619	453,839
	薬 剤 師	1,651	34.6	340,729	32,669	308,060
	診 療 放 射 線 技 師	2,031	38.7	395,668	39,535	356,133
	臨 床 検 査 技 師	2,263	40.7	369,699	30,925	338,774
	栄 養 士	1,309	36.0	279,549	16,573	262,976
	理 学 療 法 士	2,192	30.4	293,976	13,672	280,304
	作 業 療 法 士	1,588	29.7	278,093	8,042	270,051
	総 看 護 師 長	313	55.1	526,933	5,208	521,725
看 護 師 長	3,524	46.6	423,282	30,557	392,725	
看 護 師	9,738	35.0	335,704	45,570	290,134	
准 看 護 師	6,276	42.8	302,449	39,542	262,907	

備

考

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

{ 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者, 上記研究部(課)長  
及び研究室(係)長を除く。)

部下に医師又は歯科医師5人以上

上記院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師1人以上

部下に薬剤師2人以上

部下に看護師長5人以上

部下に看護師又は准看護師5人以上

第18表 民間における初任給の改定状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	採用あり %	初任給の改定状況			採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	計	40.0	(28.4)	(70.7)	(0.9)	60.0
	500人以上	70.0	(36.0)	(63.9)	(0.1)	30.0
	100人以上 500人未満	46.9	(28.4)	(70.3)	(1.3)	53.1
	100人未満	22.1	(20.4)	(78.8)	(0.8)	77.9
高校卒	計	18.5	(26.0)	(73.1)	(0.9)	81.5
	500人以上	27.9	(42.7)	(56.7)	(0.6)	72.1
	100人以上 500人未満	19.8	(25.7)	(73.9)	(0.4)	80.2
	100人未満	14.0	(17.0)	(80.9)	(2.1)	86.0

(注) ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における昇給制度の状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	昇給制度あり				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	% 84.9	% 33.5	% 68.3	% 31.3	% 15.1
	500人以上	93.6	38.0	78.9	49.1	6.4
	100人以上 500人未満	88.4	37.6	67.6	32.3	11.6
	100人未満	78.0	27.1	65.7	24.4	22.0
課長級	計	71.5	24.8	58.6	25.4	28.5
	500人以上	66.9	19.7	57.5	35.1	33.1
	100人以上 500人未満	74.3	28.3	57.8	25.6	25.7
	100人未満	69.8	22.5	59.7	21.8	30.2

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	51.3%
非支給	48.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	( 31,000円以上 32,000円未満             )

備考 公務員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規模計	50.6	49.4	56.7	43.3
	500人以上	49.7	50.3	61.3	38.7
	100人以上500人未満	53.0	47.0	59.2	40.8
	100人未満	48.0	52.0	51.9	48.1

### 3 生計費関係

#### 平成19年4月の標準生計費算定方法

国民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費Ⅰ …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(全国・勤労者世帯)における平成19年4月の費目別平均支出金額（日数を  $\frac{365}{12}$  日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成19年4月の費目別標準生計費を算定した。

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成18年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第 2 2 表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成19年 4 月）

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,310	37,090	47,050	57,010	66,970
住 居 関 係 費	26,560	67,310	57,650	47,990	38,330
被 服 ・ 履 物 費	5,080	7,630	8,520	9,410	10,300
雑 費 I	29,070	50,430	66,490	82,550	98,600
雑 費 II	12,250	30,320	32,060	33,800	35,550
計	98,270	192,780	211,770	230,760	249,750

< 参考 > 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費 目	世帯人員			
	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.497	0.631	0.764	0.898
住 居 関 係 費	1.300	1.113	0.927	0.740
被 服 ・ 履 物 費	0.478	0.534	0.590	0.646
雑 費 I	0.353	0.465	0.577	0.689
雑 費 II	0.398	0.421	0.444	0.467

### 3 生計費関係

#### 平成19年4月の標準生計費算定方法

国民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料

住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …………… 被服及び履物

雑費Ⅰ …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(全国・勤労者世帯)における平成19年4月の費目別平均支出金額（日数を  $\frac{365}{12}$  日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成19年4月の費目別標準生計費を算定した。

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成18年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第 2 2 表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成19年 4 月）

費 目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,310	37,090	47,050	57,010	66,970
住 居 関 係 費	26,560	67,310	57,650	47,990	38,330
被 服 ・ 履 物 費	5,080	7,630	8,520	9,410	10,300
雑 費 I	29,070	50,430	66,490	82,550	98,600
雑 費 II	12,250	30,320	32,060	33,800	35,550
計	98,270	192,780	211,770	230,760	249,750

< 参考 > 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費 目	世帯人員			
	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.497	0.631	0.764	0.898
住 居 関 係 費	1.300	1.113	0.927	0.740
被 服 ・ 履 物 費	0.478	0.534	0.590	0.646
雑 費 I	0.353	0.465	0.577	0.689
雑 費 II	0.398	0.421	0.444	0.467

## 4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査 産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きま つて 支給 する 給 (調査産業計)		⑥ 所定内給与 (調査産業計)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
平成17年度	2.4	0.5	0.98	4.3	301.5	0.8	275.7	0.8	0.7
18年度	2.1	0.8	1.06	4.1	301.9	0.5	275.6	0.3	0.2
平成18年4月	0.4	0.6	1.04	4.1	306.3	0.7	279.3	0.6	0.7
5月		0.5	1.06	4.1	300.8	0.8	274.9	0.5	0.6
6月		0.6	1.07	4.2	303.6	0.9	277.7	0.8	0.8
7月	0.1	0.8	1.09	4.1	302.2	0.4	276.2	0.3	0.2
8月		0.8	1.08	4.1	301.1	0.5	275.5	0.3	0.3
9月		1.0	1.08	4.2	302.2	0.6	276.6	0.3	0.1
10月	1.3	0.9	1.07	4.1	304.5	0.7	278.1	0.6	0.1
11月		0.8	1.07	4.0	303.6	0.0	276.2	△ 0.3	△ 0.7
12月		0.8	1.07	4.0	304.1	0.1	276.3	△ 0.1	△ 0.3
平成19年1月	(p)0.8	1.0	1.06	4.0	297.3	0.8	271.5	0.7	0.4
2月		1.0	1.05	4.0	297.9	0.3	271.9	0.3	0.4
3月		1.0	1.03	4.0	299.3	△ 0.1	273.1	△ 0.1	△ 0.1
4月	(p)1.4	1.1	1.05	3.8	302.8	0.3	275.6	0.1	0.1
5月		1.3	1.06	3.8	298.2	0.7	272.5	0.6	0.6
6月		(p)1.4	1.07	3.7	(p)300.9	(p)0.6	(p)275.4	(p)0.6	
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働					

(注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。

2 ①は平成12暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑦、⑩は平成17年基準、⑪は平成12年基準である。

3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑩の平成17年度、18年度の欄は、それぞれ平成17暦年、18暦年の数値である。

⑦ 所 定 外 給 与  (調査産業計)	⑧ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑨ 所定外労働 時間数 (調査 産業計)	⑩ 消 費 支 出 ( 名 目 )				⑪ 消 費 者 物価指数 (総合)	⑫ 国内企業 物価指数	
			全世帯		勤労者世帯				
			(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)			(千円)
25.9	1.5	152.8	12.6	300.9	△1.1	328.6	△0.7	△0.1	2.1
26.3	2.0	153.5	13.0	295.3	△1.9	320.0	△2.6	0.2	2.8
27.0	2.1	157.7	13.3	313.7	△1.8	341.8	△3.7	△0.1	2.6
25.8	3.3	148.2	12.4	292.2	△1.3	310.1	△2.2	0.1	3.3
25.9	2.2	159.6	12.6	281.2	△0.8	302.4	△1.4	0.5	3.4
26.0	1.9	155.5	12.8	292.9	△0.3	321.8	△0.5	0.3	3.5
25.6	1.7	151.4	12.4	291.6	△2.7	313.4	△2.6	0.9	3.6
25.6	2.8	153.6	12.7	272.4	△5.7	294.0	△6.4	0.6	3.6
26.4	1.6	155.0	13.0	295.5	△ 1.6	318.9	△ 2.0	0.4	2.7
27.4	3.0	156.1	13.4	284.3	△ 0.1	306.0	△ 0.4	0.3	2.6
27.8	2.5	154.7	13.5	342.4	△ 1.1	369.1	△ 2.8	0.3	2.5
25.9	0.8	144.9	12.9	297.2	1.0	327.3	1.1	0.0	2.1
26.0	1.3	151.1	13.2	270.5	0.3	290.3	△ 2.9	△ 0.2	1.7
26.2	0.3	154.5	13.7	313.7	0.0	338.7	△ 0.4	△ 0.1	2.0
27.2	2.2	158.0	14.0	316.1	0.8	341.5	△ 0.1	0.0	2.3
25.7	1.1	151.5	12.9	292.4	0.1	312.1	0.6	0.0	2.2
(p)25.5	(p)0.2	(p)160.0	(p)13.0					△ 0.2	(p)2.3
働 省			総 務 省				日本銀行		

## 5 給与構造改革関係

第24表 平成19年度及び平成20年度の地域手当の地域別支給割合

都道府県	支給地域	地域手当		
		級地	平成19年度 支給割合	平成20年度 支給割合
北海道 宮城県	札幌市	6級地	3%	3%
	仙台市	5級地	5%	6%
茨城県	名取市 多賀城市	6級地	2%	3%
	取手市	2級地	6.5%	9%
栃木県	つくば市	3級地	6.5%	8%
	水戸市 土浦市 守谷市	4級地	4.5%	6%
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	5級地	2.5%	4%
	龍ヶ崎市 筑西市	6級地	2%	3%
群馬県	宇都宮市	5級地	2.5%	4%
	鹿沼市 小山市 大田原市	6級地	2%	3%
埼玉県	前橋市 高崎市 太田市	6級地	2%	3%
埼玉県	和光市	2級地	7.5%	9%
	さいたま市	3級地	8.5%	10%
	志木市		6.5%	8%
	鶴ヶ島市	4級地	4.5%	6%
	川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市	5級地	5%	6%
	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市		2.5%	4%
	草加市	6級地	3%	3%
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北■飾郡栗橋町 北■飾郡杉戸町		2%	3%
千葉県	成田市 印西市	2級地	6.5%	9%
	船橋市 浦安市	3級地	6.5%	8%
	袖ヶ浦市		4.5%	6%
	千葉市	4級地	8%	9%
	市川市 松戸市 四街道市		5.5%	7%
	富津市		4.5%	6%
	柏市	5級地	5%	6%
	茂原市 佐倉市 市原市 白井市		2.5%	4%
	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	6級地	2%	3%
東京都	特別区	1級地	14.5%	16%
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市	2級地	12%	13%
	狛江市 多摩市 稲城市 西東京市		7.5%	9%
	福生市 清瀬市		7.5%	9%
	八王子市 立川市 府中市 調布市	3級地	12%	12%
	昭島市 小平市 日野市		6.5%	8%
	三鷹市	4級地	10%	10%
	青梅市 東村山市 あきる野市		5.5%	7%
武蔵村山市	6級地	3%	3%	

神奈川県	鎌倉市	2級地	12%	13%
	厚木市		7.5%	9%
	横浜市 川崎市	3級地	12%	12%
	海老名市		6.5%	8%
	※横須賀市	4級地	10%	10%
	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市		5.5%	7%
	※三浦郡葉山町	5級地	6%	6%
	平塚市		5%	6%
	秦野市		2.5%	4%
小田原市 三浦市	6級地	3%	3%	
富山県	富山市	6級地	2%	3%
石川県	金沢市	6級地	2%	3%
福井県	福井市	6級地	2%	3%
山梨県	甲府市	5級地	2.5%	4%
長野県	長野市 松本市 諏訪市	6級地	2%	3%
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	6級地	2%	3%
静岡県	静岡市	5級地	5%	6%
	沼津市 御殿場市		2.5%	4%
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市	6級地	2%	3%
愛知県	名古屋市	3級地	12%	12%
	刈谷市 豊田市		4.5%	6%
	豊明市	4級地	4.5%	6%
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	5級地	2.5%	4%
	岡崎市	6級地	3%	3%
	豊橋市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町		2%	3%
三重県	鈴鹿市	4級地	4.5%	6%
	津市 四日市市	5級地	2.5%	4%
	桑名市 名張市 伊賀市	6級地	2%	3%
滋賀県	大津市	4級地	5.5%	7%
	草津市		4.5%	6%
	守山市 栗東市	5級地	2.5%	4%
	彦根市 長浜市	6級地	2%	3%
京都府	京都市	4級地	10%	10%
	宇治市	5級地	5%	6%
	亀岡市 京田辺市		2.5%	4%
	向日市	6級地	3%	3%
	相楽郡木津町		2%	3%
大阪府	大阪市 守口市	2級地	12%	13%
	門真市		7.5%	9%
	吹田市 高槻市 箕面市	3級地	12%	12%
	寝屋川市		11%	12%
	高石市		8.5%	10%
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 ※東大阪市	4級地	10%	10%

	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市 ※富田林市 和泉市	5 級地	6 %	6 %
	羽曳野市		5 %	6 %
	河内長野市 藤井寺市		2.5%	4 %
	柏原市	6 級地	3 %	3 %
	泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町		2 %	3 %
兵庫 県	芦屋市	2 級地	12 %	13%
	西宮市 宝塚市	3 級地	12 %	12%
	神戸市 尼崎市	4 級地	10 %	10%
	伊丹市	5 級地	6 %	6 %
	三田市		2.5%	4 %
	姫路市 明石市	6 級地	3 %	3 %
	加古川市 三木市		2 %	3 %
奈良 県	天理市	3 級地	4.5%	6 %
	奈良市 大和郡山市	4 級地	5.5%	7 %
	大和高田市 橿原市	5 級地	2.5%	4 %
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北河内郡王寺町	6 級地	2 %	3 %
和歌山 県	和歌山市	6 級地	3 %	3 %
	橋本市		2 %	3 %
岡山 県	岡山市	6 級地	3 %	3 %
広島 県	広島市	4 級地	5.5%	7 %
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	6 級地	2 %	3 %
山口 県	周南市	6 級地	2 %	3 %
香川 県	高松市	6 級地	2 %	3 %
福岡 県	福岡市	4 級地	8 %	9 %
	※北九州市	6 級地	3 %	3 %
	筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町		2 %	3 %
長崎 県	※長崎市	6 級地	3 %	3 %

- (注) 1 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。
- 2 ※印を付した地域は暫定指定地域（当分の間の支給地域）を示す。
- 3 上記のほか、次の地域に在勤する職員については、経過措置としての地域手当（1%）が平成20年3月31日まで支給される。
- ・北海道：小樽市
  - ・静岡県：熱海市、伊東市
  - ・山口県：下関市
  - ・福岡県：久留米市、飯塚市
- 4 岸和田市及び北九州市に在勤する職員については、上記の支給割合のほか、経過措置としての地域手当（1%）が平成20年3月31日まで支給される。
- 5 「平成19年度支給割合」は、本年の報告に基づく支給割合の改定後のものである。

## 第25表 民間における専門職コースの状況

### その1 コース別人事管理の実施状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

実施している					実施していない
	総合職と一般職	勤務地限定と非限定	管理職と専門職	その他	
%	%	%	%	%	%
24.4	(70.1)	(17.4)	(34.7)	(4.2)	75.6

- (注) 1 ( )内は、コース別人事管理を実施している事業所を100とした割合である。  
2 コース別人事管理の内容は、複数回答である。

### その2 「管理職と専門職」別の人事管理における給与制度の状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

給与制度が同じ	給与制度が異なる				
		基本給	手当	賞与	その他
%	%	%	%	%	%
47.2	52.8	(58.3)	(64.3)	(26.3)	(3.1)

- (注) 1 ( )内は、「給与制度が異なる」としている事業所を100とした割合である。  
2 「給与制度が異なる」事業所における異なる給与制度の内容は、複数回答である。

### その3 管理職から専門職へ転換する際の月例給の水準

(平成19年職種別民間給与実態調査)

増額する	同じ	減額する
%	%	%
6.7	24.3	69.0

- (注) 「管理職と専門職の給与制度が異なる」としている事業所を100とした割合である。

## 6 勤務時間関係

第26表 民間における所定労働時間の状況

(職種別民間給与実態調査、民間企業の勤務条件制度等調査)

区分 年	平均所定労働時間数	
	1日単位	1週間単位
平成19年	7:44 時間:分	38:51 時間:分
平成18年	7:45	38:53
平成17年	7:43	38:43
平成16年	7:44	38:45

(注) 1 平成16、18、19年は「職種別民間給与実態調査」、平成17年は「民間企業の勤務条件制度等調査」の結果である。

2 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。